

第6回教育委員会会議録

1日 時 平成26年6月20日(金) 開会：14時30分
閉会：16時37分

2場 所 周南市毛利町2丁目2番地
教育委員会 2階委員会室

3出席委員 原田明委員長 池永博委員 月谷慈寛委員 松田敬子委員 村田正樹教育長

4説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 人権教育課長 学校教育課長 学校給食課長
出席した者 中央図書館長 新南陽総合出張所次長代理(久楽課長補佐) 熊毛総合出張所次長代理
(竹重課長補佐) 鹿野総合出張所次長

5書 記 教育政策担当主幹

6議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	報告第29号 周陽中学校教室棟(No.13, 19)耐震改修工事請負契約の策定について
3	報告第30号 周南市公民館条例の一部を改正する条例制定について
4	報告第31号 周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について
5	報告第32号 周南市就学指導委員会規則の一部を改正する規則制定について
6	報告第33号 周南市教育支援委員会委員の委嘱について
7	報告第34号 周南市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について
8	議案第25号 周南市公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定について

7 委員会協議会 (1) 7月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について

(報告者：教育政策課→生涯学習課→学校教育課)

- (2) 6月定例市議会の報告について
- (3) 通学合宿「たかみず」について
- (4) 第1回図書館フィルハーモニー演奏会について
- (5) 学校給食でのブラジル料理について
- (6) 図書館の不明本について
- (7) 小中学校の現状について
- (8) 新教育委員の紹介について
- (9) 全国国公立幼稚園大会の開催について
- (10) まちづくり総合計画について
- (11) (仮称) 学び交流プラザについて

委員長 　ただ今から「平成26年第6回教育委員会定例会」を開催いたします。
議事日程に従いまして、進めたいと思います。
日程第1、「会議録署名委員の指名について」、指名いたします。
本日の会議録署名委員は、「松田委員さんと月谷委員さん」にお願いします。
続いて、日程第2、報告第29号「周陽中学校教室棟（No.13，19）耐震改修工事請負契約の策定について」を議題とします。
この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 　議案書1ページ、報告第29号「周陽中学校教室棟（No.13，19）耐震改修工事請負契約の策定について」ご説明いたします。

周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第4号の規定により、1件1千万円を超える契約の策定に関することは、教育委員会の権限とされておりますが、教育長が代決いたしましたので、同規則第3条第2号の規定により、報告いたすものでございます。

議案書の2ページをお願いいたします。

対象となる建物は、No.13が昭和53年建築の鉄筋コンクリート造4階建て、延べ床面積1,917㎡の建物で、耐震性能を示すIs値が0.5、また、この建物に連結しているNo.19は昭和56年建築の鉄筋コンクリート造4階建て、延べ床面積392㎡の建物で、耐震性能を示すIs値が0.69と低く、耐震改修が求められていた建物で、耐震改修工事を行うものでございます。

契約内容につきましては、耐震補強工事として、耐震壁補強4か所、耐震スリット4か所、エクспанションジョイント拡幅となっております。このほか、主体工事に付随する電灯などの電気設備工事、給排水などの機械設備工事となっております。

契約の期間は、平成26年5月29日から平成26年9月30日までとしております。

ここで、議案書の訂正をお願いいたします。正誤表のとおり、2ページの契約金額を1,627万8千円を1,657万8千円に訂正お願いします。申し訳ございません。

契約におきましては、条件付き一般競争入札により、5月21日に入札を行い、株式会社渡辺建設が契約額1,657万8千円で落札し、5月28日に契約を締結いたしております。

なお、2ページから4ページに配置図、平面図、立面図を掲載しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

以上ご報告いたします。

委員長 　何か質問がございますか。

月谷委員 　契約金額の下の段の消費税及び地方消費税の額は、問題ないでしょうか。

教育政策課長 　こちらについては、変更ありません。

委員長 　よろしいですか。他に質問はございませんか。

それでは、報告第29号を承認します。

続いて、日程第3、報告第30号「周南市公民館条例の一部を改正する条例制定について」を議題とします。

この件について、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課長 　報告第30号「周南市公民館条例の一部を改正する条例制定について」ご説明します。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項によるものでございます。

今回の条例改正につきましては、周南市大道理夢求の里交流館が設置されるのに伴い、周南市大道理夢求の里交流館条例が制定されることにより、周南市公民館条例の一部改正条例を制定するのではなく、その改廃の原因となった条例の附則でこれを改廃するものでございます。

したがって、周南市公民館条例第2条別表第1の項中、周南市大道理公民館の名称を削除するものでございます。

公民館という名称は廃止いたしますが、施設活用の自由度を高め、地元が管理・運営するメリットを生かすことが目的であり、生涯学習及び社会教育を否定するものではなく、その機能を担保することが必要であると考えております。そのため、支所職員及び教育部の各課により今後対応してまいりたいと考えております。

参考資料として、7ページから12ページを添付しております。以上でございます。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第30号を承認します。

続いて、日程第4、報告第31号「周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

この件について、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長 資料13ページをご覧ください。報告第31号「周南市小・中学校児童生徒就学援助条例施行規則の一部改正する規則の制定について」報告いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項によるものでございます。

14ページにお示ししておりますとおり、この度、平成26年4月より消費税率が引き上げられたことに伴い、国の「要保護児童生徒援助費補助金（学用品費等）予算単価」が増額されたため、併せて本市就学援助費の給付額を改正しましたので、ご報告いたします。

以上、よろしくご承認のほどお願いいたします。

委員長 何か質問がございますか。

池永委員 16ページの「改正後」と「改正前」が、逆になっていませんか。

学校教育課長 申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

委員長 16ページの「改正後」を「改正前」に、「改正前」を「改正後」に訂正をお願いします。

委員長 他に何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第31号を承認します。

続いて、日程第5、報告第32号「周南市就学指導委員会規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

この件について、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長 資料は、17ページからになっております。報告第32号「周南市就学指導委員会規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項に基づくものでございます。

文部科学省からの通知「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）（平成25年10月4日付25文科初第756号）」が発出され、この中で教育委員会に設置している「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を

図るとともに、「教育支援委員会」といった名称とすることが適当であるとされたところです。

この度の改正は、本通知の趣旨に沿った所要の改正を行ったものでございます。

よろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第32号を承認します。

続いて、日程第6、報告第33号「周南市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題とします。

この件について、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長 資料は、21ページからでございます。報告第33号「周南市教育支援委員会委員の委嘱について」報告いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項によるものでございます。

22ページにお示ししておりますとおり、この度20名の委員の委嘱を終えましたので報告いたします。

なお、第1回の周南市教育支援委員会を6月25日、周南市市民館において開催する予定で、本年度の事業計画、通級指導教室への通級に関する審議を行うこととしております。

以上、よろしくご承認のほどお願いいたします。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第33号を承認します。

続いて、日程第7、報告第34号「周南市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題とします。

この件について、学校給食課から説明をお願いします。

学校給食課長 報告第34号「周南市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について」ご報告いたします。

議案書の23ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項によるものでございます。

このたび、教職員の人事異動や、PTA役員の改選に伴い、「周南市執行機関の設置に関する条例」及び「周南市立学校給食センター運営審議会規則」に基づき、審議会委員の解嘱ならびに委嘱を行ったものでございます。

議案書の24ページには、平成26年3月31日付で解嘱する16名の委員の一覧を、25ページにつきましては、平成26年4月1日付で新たに委嘱をする16名の委員の一覧を掲載しておりますのでご参照ください。

なお、新たに委嘱された方の委嘱期間は、前任者の残任期間である平成26年4月1日から平成27年3月31日までとなります。

以上、ご報告申し上げます。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第34号を承認します。

続いて、日程第8、議案第25号「周南市公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

この件について、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課長 議案第25号「周南市公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第12号によるものでございます。

議案書は、26ページから28ページでございます。

今回の改正理由でございますが、公民館条例施行規則に定めている別記様式1号中「周南市公民館条例第8条第4項」を「周南市公民館条例第8条第3項」に改めるものでございます。これにつきましては、過去の規則改正時に別記様式1号を改正することを忘失していたもので、正しい条項に改めるものでございます。

今後は、こういうことのないよう関連する箇所につきましても注視して整合を図ってまいりたいと考えているところでございます。

改正箇所につきましては、28ページの新旧対照表をご覧ください。以上でございます。

委員長 何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第25号を決定します。

その他に何かありますか。

よろしいですか。他にはございませんか。

以上で、平成26年第6回教育委員会を終了します。

署名委員

松田 敬子 委員 _____

月谷 慈寛 委員 _____